

電気通信事業法第110条の3第1項の規定による
第二種適格電気通信事業者の指定について

(諮問第3206号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	5
4	参考資料 1 第二種適格電気通信事業者担当支援区域 (一般支援区域) 一覧 (案)	6
5	参考資料 2 第二種適格電気通信事業者担当支援区域 (特別支援区域) 一覧 (案)	11

別添

- 第二種適格電気通信事業者指定申請書類一式
(NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社ZTV)

(公印・契印省略)

諮問第3206号
令和8年1月20日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮 問 書

NTT 東日本株式会社及びNTT 西日本株式会社から令和7年12月25日付けで、並びに株式会社 ZTV から同月26日付けで、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について申請があった。

これらの申請について審査した結果、電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）第25条に適合していると認められるため、これらの申請者を第二種適格電気通信事業者として指定することとしたい。

このことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

申請概要

1 申請者

- (1) NTT 東日本株式会社（代表取締役社長 澁谷直樹）
（以下「NTT 東日本」という。）
- (2) NTT 西日本株式会社（代表取締役社長 北村亮太）
（以下「NTT 西日本」という。）
- (3) 株式会社 ZTV（取締役社長 田村欣也）
（以下「ZTV」という。）

2 申請年月日

1 (1) 及び (2) については令和 7 年 12 月 25 日（木）、1 (3) については同月 26 日（金）

3 申請の概要

NTT 東日本、NTT 西日本及び ZTV が、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定を受けようとするもの。

4 指定の基準

法第 110 条の 3 第 1 項において第二種適格電気通信事業者の指定の基準とされている事項については、それぞれ次のとおり。

- (1) 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況について、「第二号基礎的電気通信役務収支表」を公表すること。

▶NTT 東日本、NTT 西日本及び ZTV は、令和 8 年 1 月現在、それぞれ、最新の情報として、令和 6 年度分の第二号基礎的電気通信役務収支表を公表している。

申請者	公表 URL
NTT 東日本	https://www.ntt-east.co.jp/univs/
NTT 西日本	https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/
ZTV	https://www.ztv.co.jp/support/info/information/univ_archive.html

① NTT 東日本

(百万円)

	営業収益	営業費用		営業利益	
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
FTTH	516,809	359,918	239,514	120,404	156,891
CATV	-	-	-	-	-
専用型ワイヤレス 固定ブロードバンド	-	-	-	-	-
合 計	516,809	359,918	239,514	120,404	156,891

② NTT 西日本

(百万円)

	営業収益	営業費用		営業利益	
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
FTTH	383,797	309,069	197,306	111,763	74,727
CATV	-	-	-	-	-
専用型ワイヤレス 固定ブロードバンド	-	-	-	-	-
合 計	383,797	309,069	197,306	111,763	74,727

③ ZTV

(百万円)

	営業収益	営業費用		営業利益	
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
FTTH	5,289	3,963	2,588	1,375	1,326
CATV	-	-	-	-	-
専用型ワイヤレス 固定ブロードバンド	50	264	252	12	△ 214
合 計	5,339	4,227	2,840	1,387	1,112

(2) 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる特別支援区域について特別支援区域整備・役務提供計画書を作成し、公表していること。

▶NTT 東日本、NTT 西日本及び ZTV は、申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に含まれる特別支援区域について、それぞれ特別支援区域整備・役務提供計画書を作成し公表している。

申請者	計画書作成区域数	公表 URL
NTT 東日本	17 区域	https://www.ntt-east.co.jp/univs/
NTT 西日本	116 区域	https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/
ZTV	8 区域	https://www.ztv.co.jp/support/info/information/univ_archive.html

- (3) 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に次のア及びイの条件を満たす一以上の支援区域の全部を含むこと。
- ア 当該支援区域が他の第二種適格電気通信事業者の担当支援区域に指定されていないこと。
- イ 当該支援区域において申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が総務省令で定める規模を超えていること。

▶NTT 東日本、NTT 西日本及び ZTV の申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に、上述ア及びイの条件を満たし、よって第二種適格電気通信事業者として指定した場合に担当支援区域として指定することが可能な支援区域が含まれている※。

※ 上記ア及びイの条件を満たし、よって第二種適格電気通信事業者として指定した場合に各申請者の担当支援区域として指定することが可能な区域の一覧は、参考資料を参照（参考資料は本件諮問の対象外）

【参考資料1】第二種適格電気通信事業者の担当支援区域（一般支援区域）一覧（案）

【参考資料2】第二種適格電気通信事業者の担当支援区域（特別支援区域）一覧（案）

審 査 結 果

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定についての申請に係る審査

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）第 25 条の規定に基づき審査を行った結果、次のとおりと認められる。なお、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）を以下「施行規則」という。

審 査 事 項	審 査 結 果	理 由
<p>1 法第 110 条の 3 第 1 項第 1 号の規定※による公表が行われていること。（審査基準第 25 条(1)）</p> <p>※ 公表すべき具体的な事項は施行規則第 40 条の 4 の 6 第 1 項に、公表の時期や方法は同条第 2 項に規定。</p>	適	<p>各申請者は、施行規則第 40 条の 4 の 6 第 1 項の規定に基づき、申請に係る第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況及び特別支援区域整備・役務提供計画書を、同条第 2 項の規定に基づき、インターネットを利用することにより公表していることから、いずれの申請者も、この審査事項に適合していると認められる。</p>
<p>2 施行規則第 40 条の 4 の 5 第 1 項の申請書及び同項各号に掲げる書類に記載された事項が適正かつ明確であること。（審査基準第 25 条(2)）</p>	適	<p>各申請者の申請書及びこれに添えられ提出された施行規則第 40 条の 4 の 5 第 1 項各号に掲げる書類については、不足なく、記載された事項も適正かつ明確であることから、いずれの申請者も、この審査事項に適合していると認められる。</p>
<p>3 法第 110 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる基準※に適合していること。（審査基準第 25 条(3)）</p> <p>※ 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が、次のいずれにも該当する一以上の支援区域の全部を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の第二種適格電気通信事業者の担当支援区域に指定されていないこと。 ・申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が施行規則第 40 条の 6 の 2 第 1 項で定める規模を超えていること。 	適	<p>各申請者の申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の第二種適格電気通信事業者の担当支援区域に指定されておらず、かつ、 ・申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が施行規則第 40 条の 6 の 2 第 1 項で定める規模を超えている 1 以上の支援区域の全部が含まれていることから、いずれの申請者も、この審査事項に適合していると認められる。

第二種適格電気通信事業者の 担当支援区域(一般支援区域)一覧(案)

本資料は、令和7年12月に電気通信事業法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定の申請があった次の申請者について、情報通信行政・郵政行政審議会より指定することが適当であるとの答申を受けた場合に、総務大臣が当該規定により第二種適格電気通信事業者として指定することと併せて、同条第2項の規定により各申請者に対して担当支援区域として指定することを検討している一般支援区域を一覧化したものである。

- (1) NTT東日本株式会社(以下「NTT東日本」という。)
- (2) NTT西日本株式会社(以下「NTT西日本」という。)

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(一般支援区域)一覧(案)

(1)NTT東日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
01105130304	北海道	札幌市豊平区	月寒西三条	四丁目
01106410401	北海道	札幌市南区	常盤四条	一丁目
01110300307	北海道	札幌市清田区	里塚三条	七丁目
01203063001	北海道	小樽市	幸	一丁目
01204425005	北海道	旭川市	春光台五条	五丁目
01204447010	北海道	旭川市	末広七条	十丁目
01204527003	北海道	旭川市	南が丘	三丁目
01204712001	北海道	旭川市	東鷹栖二条	一丁目
01204713001	北海道	旭川市	東鷹栖三条	一丁目
01204713004	北海道	旭川市	東鷹栖三条	四丁目
01204714001	北海道	旭川市	東鷹栖四条	一丁目
01206206001	北海道	釧路市	阿寒町北町	一丁目
01208021305	北海道	北見市	美山町東	五丁目
01210031203	北海道	岩見沢市	東町二条	三丁目
01210041305	北海道	岩見沢市	幌向南三条	五丁目
01213088002	北海道	苫小牧市	はまなす町	二丁目
01215005008	北海道	美唄市	西四条北	八丁目
01220004018	北海道	士別市	東三条	十八丁目
01221053009	北海道	名寄市	豊栄区	九丁目
01222043002	北海道	三笠市	唐松千代田町	二丁目
012250250	北海道	滝川市	二の坂町	
01226024001	北海道	砂川市	吉野二条北	一丁目
01226029001	北海道	砂川市	吉野二条南	一丁目
01226031007	北海道	砂川市	吉野四条南	七丁目
01226031008	北海道	砂川市	吉野四条南	八丁目
01226036007	北海道	砂川市	東五条北	七丁目
01226041021	北海道	砂川市	西四条北	二十一丁目
01226044006	北海道	砂川市	西七条北	六丁目
01226049020	北海道	砂川市	東四条南	二十丁目
01226050015	北海道	砂川市	東五条南	十五丁目
012290323	北海道	富良野市	北斗町(東)	
01231019004	北海道	恵庭市	桜町	四丁目
01231033004	北海道	恵庭市	幸町	四丁目
01235062006	北海道	石狩市	花川南五条	六丁目
012350680	北海道	石狩市	花川	
01236064103	北海道	北斗市	本郷	三丁目
013610220	北海道	江差町	字萩ノ岱	
01400307005	北海道	倶知安町	北七条西	五丁目
01423008104	北海道	南幌町	稲穂	四丁目
01423018002	北海道	南幌町	東町	二丁目
01460518002	北海道	上富良野町	扇町	二丁目
01460520003	北海道	上富良野町	光町	三丁目
01543063003	北海道	美幌町	字鳥里	三丁目
01631087016	北海道	音更町	新通	十六丁目
01635015007	北海道	新得町	三条南	七丁目
01635026007	北海道	新得町	西四条南	七丁目
01635035004	北海道	新得町	屈足幸町西	四丁目
01636014008	北海道	清水町	北二条	八丁目
01637012008	北海道	芽室町	本通	八丁目
01637020010	北海道	芽室町	東八条	十丁目

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(一般支援区域)一覧(案)

(1)NTT東日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
016421070	北海道	広尾町	字野塚西通	
016430270	北海道	幕別町	札内堤町	
01661028009	北海道	釧路町	南陽台	九丁目
01661033010	北海道	釧路町	河畔	十丁目
01661034006	北海道	釧路町	遠矢南	六丁目
01668017005	北海道	白糠町	西庶路東二条北	五丁目
01692115004	北海道	中標津町	川西	四丁目
02201140011	青森県	青森市	浪岡大字浪岡	字五所
02207019004	青森県	三沢市	大字三沢	字上屋敷
03201033205	岩手県	盛岡市	山岸	字庚申下
03201033207	岩手県	盛岡市	山岸	字銭神沢下
03201090202	岩手県	盛岡市	加賀野	字才ノ神
03201197225	岩手県	盛岡市	本宮	字荒屋
03210005009	岩手県	陸前高田市	高田町	字寒風
03215057005	岩手県	奥州市	岩谷堂	字歌読
032150590	岩手県	奥州市	田原	
032150600	岩手県	奥州市	藤里	
032150610	岩手県	奥州市	伊手	
032150630	岩手県	奥州市	玉里	
032150650	岩手県	奥州市	広瀬	
032150660	岩手県	奥州市	稲瀬	
041020220	宮城県	仙台市宮城野区	小鶴	
04207010216	宮城県	名取市	増田	字猫塚
04209002000	宮城県	多賀城市	高橋	字大日北
04404016015	宮城県	七ヶ浜町	吉田浜	字西君ヶ岡
04404016018	宮城県	七ヶ浜町	吉田浜	字上屋神
05201030009	秋田県	秋田市	檜山	字石塚谷地
05201076007	秋田県	秋田市	豊岩石田坂	字西ノ田
05210029031	秋田県	由利本荘市		陣場岱
05213028001	秋田県	北秋田市	上杉	字金沢
062070061	山形県	上山市	鶴脛町	
06209024004	山形県	長井市	小出	花作
072021680	福島県	会津若松市	河東町八田	
07203117052	福島県	郡山市	片平町	字南出磐山
07204026101	福島県	いわき市	薄磯	一丁目
07207021114	福島県	須賀川市	仁井田	字緑川
092020760	栃木県	足利市	名草上町	
11202124008	埼玉県	熊谷市	葛和田	日向
112030040	埼玉県	川口市	舟戸町	
11210078008	埼玉県	加須市	飯積	
13206001004	東京都	府中市	多磨町	四丁目
142010050	神奈川県	横須賀市	楠ヶ浦町	
142060410	神奈川県	小田原市	緑	
142061360	神奈川県	小田原市	東ヶ丘	
151020852	新潟県	新潟市東区	松崎	
151070090	新潟県	新潟市西区	五十嵐三の町	
152241110	新潟県	佐渡市	相川一丁目浜町	
20206022009	長野県	諏訪市	大字四賀	開拓地

(注) なお、区域の行政区画に変更があったとしても、第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(一般支援区域)については従前の例による。

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(一般支援区域)一覧(案)

(2)NTT西日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
162019040	富山県	富山市	婦中町高塚	
162080740	富山県	砺波市	福山	
162090670	富山県	小矢部市	矢波	
172031410	石川県	小松市	金屋町	
182010780	福井県	福井市	小山谷町	
212032360	岐阜県	高山市	国府町糠塚	
212032380	岐阜県	高山市	国府町瓜巢	
21203240000	岐阜県	高山市	国府町宇津江	
212032470	岐阜県	高山市	国府町西門前	
212032500	岐阜県	高山市	国府町桐谷	
21207036003	岐阜県	美濃市	蕨生	
21207036008	岐阜県	美濃市	蕨生	
21207037003	岐阜県	美濃市	神洞	
21207040010	岐阜県	美濃市	御手洗	
22211167001	静岡県	磐田市	竜洋稗原	工専
242070081	三重県	鈴鹿市	加佐登町	
252011300	滋賀県	大津市	錦織町	
25201286005	滋賀県	大津市	黒津	五丁目
252012922	滋賀県	大津市	上田上桐生町	
26103010067	京都府	京都市左京区	修学院第一	修学院林ノ脇
26107010059	京都府	京都市南区	上烏羽	上烏羽塔ノ森洲崎町
26108017030	京都府	京都市右京区	嵯峨	北嵯峨六代芝町
26108020029	京都府	京都市右京区	高雄	梅ノ畑槇尾町
26109034023	京都府	京都市伏見区	日野	日野谷田町
26210201022	京都府	八幡市	八幡(八幡)	西高坊
26210604016	京都府	八幡市	内里(有都)	菅井
272100930	大阪府	枚方市	山田池南町	
272101820	大阪府	枚方市	野村南町	
27220001000	大阪府	箕面市	箕面	
27227201005	大阪府	東大阪市	池島町	五丁目
272290010	大阪府	四條畷市	大字南野	
27230101004	大阪府	交野市	青山	四丁目
282091270	兵庫県	豊岡市	城崎町戸島	
282091290	兵庫県	豊岡市	城崎町楽々浦	
282149120	兵庫県	宝塚市	小林	
282150060	兵庫県	三木市	府内	
28215032002	兵庫県	三木市	別所町高木	二丁目
285860030	兵庫県	新温泉町	清富	
285860040	兵庫県	新温泉町	指杭	
285860050	兵庫県	新温泉町	田井	
285860060	兵庫県	新温泉町	赤崎	
285860070	兵庫県	新温泉町	和田	
285860080	兵庫県	新温泉町	三尾	
285860270	兵庫県	新温泉町	釜屋	
29427012001	奈良県	河合町	泉台	一丁目
331012560	岡山県	岡山市北区	栗井	
33461005001	岡山県	矢掛町	宇角	塚原, 大唐田, 中畦
341044200	広島県	広島市西区	三滝山	
341084390	広島県	広島市佐伯区	湯来町大字下	
342021290	広島県	呉市	押込町	

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(一般支援区域)一覧(案)

(2)NTT西日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
343690040	広島県	北広島町	石井谷	
343690050	広島県	北広島町	寺原	
343690130	広島県	北広島町	惣森	
343690140	広島県	北広島町	川西	
35201187003	山口県	下関市	大字清末	清末東町鞍馬町
36202004005	徳島県	鳴門市	瀬戸町	大島田
36202004006	徳島県	鳴門市	瀬戸町	室
36202004007	徳島県	鳴門市	瀬戸町	撫佐
36202004009	徳島県	鳴門市	瀬戸町	中島田
372060110	香川県	さぬき市	大川町南川	
382021860	愛媛県	今治市	宮窪町早川	
392080580	高知県	宿毛市	新港	
39210029003	高知県	四万十市	荒川	
39210029005	高知県	四万十市	国見	
39210029006	高知県	四万十市	間	
401310220	福岡県	福岡市東区	大字名子	
401310380	福岡県	福岡市東区	大字下原	
401350100	福岡県	福岡市西区	大字下山門	
40135053003	福岡県	福岡市西区	元浜	三丁目
401360270	福岡県	福岡市城南区	大字梅林	
401370280	福岡県	福岡市早良区	大字梅林	
40137048008	福岡県	福岡市早良区	重留	八丁目
403830112	福岡県	岡垣町	大字野間	
41201164010	佐賀県	佐賀市	東与賀町大字田中	下古賀
41206019003	佐賀県	武雄市	大字犬走	
42201001204	長崎県	長崎市	本河内	四丁目
42201379001	長崎県	長崎市	宮崎町	
42202286017	長崎県	佐世保市	江迎町末橋	
422022890	長崎県	佐世保市	江迎町乱橋	
42202290026	長崎県	佐世保市	江迎町小川内	
42202292028	長崎県	佐世保市	江迎町志戸氏	
42202301005	長崎県	佐世保市	鹿町町鹿町	
42212051004	長崎県	西海市	崎戸町江島	
431030462	熊本県	熊本市西区	小島	
43205011002	熊本県	水俣市	八幡町	二丁目
44202058004	大分県	別府市	大字野田	
452031060	宮崎県	延岡市	赤水町	
472110340	沖縄県	沖縄市	字白川	

(注) なお、区域の行政区画に変更があったとしても、第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(一般支援区域)については従前の例による。

第二種適格電気通信事業者の 担当支援区域(特別支援区域)一覧(案)

本資料は、令和7年12月に電気通信事業法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定の申請があった次の申請者について、情報通信行政・郵政行政審議会より指定することが適当であるとの答申を受けた場合に、総務大臣が当該規定により第二種適格電気通信事業者として指定することと併せて、同条第2項の規定により各申請者に対して担当支援区域として指定することを検討している特別支援区域を一覧化したものである。

- (1) NTT東日本株式会社(以下「NTT東日本」という。)
- (2) NTT西日本株式会社(以下「NTT西日本」という。)
- (3) 株式会社ZTV(以下「ZTV」という。)

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)一覧(案)

(1)NTT東日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
013950170	北海道	二セコ町	字桂台	
01428037203	北海道	長沼町	銀座南	三丁目
014280440	北海道	長沼町	馬追台	
015490300	北海道	訓子府町	字美園	
015810030	北海道	厚真町	字高丘	
01586003001	北海道	むかわ町	青葉	一丁目
016450050	北海道	豊頃町	大津打内	
01661003002	北海道	釧路町	字上別保原野	東五線
024010670	青森県	野辺地町	字向田	
03201198215	岩手県	盛岡市	向中野	字新田
03213004003	岩手県	二戸市	下斗米	字牛間館
04213058022	宮城県	栗原市	瀬峰	新下田
05201118004	秋田県	秋田市	金足黒川	字轄町
05303006002	秋田県	小坂町	十和田湖	字休平
06204207002	山形県	酒田市	山寺	字笹山
13220001004	東京都	東大和市	多摩湖	四丁目
204860010	長野県	小谷村	大字北小谷	

(注) なお、区域の行政区画に変更があったとしても、第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)については従前の例による。

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)一覧(案)

(2)NTT西日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
162017410	富山県	富山市	小坂	
162050880	富山県	氷見市	寺尾	
162050890	富山県	氷見市	懸札	
162080880	富山県	砺波市	芹谷	
163230720	富山県	立山町	池田	
22213066002	静岡県	掛川市	上西之谷	
252131410	滋賀県	東近江市	百濟寺甲町	
26109034022	京都府	京都市伏見区	日野	日野船尾
26212012003	京都府	京丹後市	佐濃北	坂谷
26212042002	京都府	京丹後市	下宇川	袖志
272180010	大阪府	大東市	大字北条	
28106043000	兵庫県	神戸市長田区	高取山町	
285860290	兵庫県	新温泉町	春来	
28586030002	兵庫県	新温泉町	歌長	高山
285860490	兵庫県	新温泉町	宮脇	
285860500	兵庫県	新温泉町	内山	
285860520	兵庫県	新温泉町	海上	
285860540	兵庫県	新温泉町	石橋	
28586055003	兵庫県	新温泉町	岸田	青下
28586055004	兵庫県	新温泉町	岸田	霧滝
322050270	島根県	大田市	温泉津町福光	
322060600	島根県	安来市	広瀬町富田	
322060620	島根県	安来市	広瀬町祖父谷	
322060630	島根県	安来市	広瀬町下山佐	
322060640	島根県	安来市	広瀬町菅原	
341028430	広島県	広島市東区	馬木町	
341058720	広島県	広島市安佐南区	上安町	
341067180	広島県	広島市安佐北区	口田南町	
341067490	広島県	広島市安佐北区	大林町	
342040323	広島県	三原市	田野浦町	
352040440	山口県	萩市	大島	
352151140	山口県	周南市	大字大道理	
362050180	徳島県	吉野川市	山川町	
36206004003	徳島県	阿波市	阿波町	山尻
362060120	徳島県	阿波市	市場町日開谷	
362060130	徳島県	阿波市	市場町犬墓	
38204020007	愛媛県	八幡浜市	川之内	
382040240	愛媛県	八幡浜市	横平	
382040250	愛媛県	八幡浜市	谷	
382100280	愛媛県	伊予市	中山町佐礼谷	
382100300	愛媛県	伊予市	双海町高野川	
38213005001	愛媛県	四国中央市	川滝町	領家
382150220	愛媛県	東温市	滑川	
39203032002	高知県	安芸市	畑山	尾川
39203032006	高知県	安芸市	畑山	栃ノ木
392050240	高知県	土佐市	積善寺	
392060400	高知県	須崎市	浦ノ内	
39387024001	高知県	仁淀川町	久喜	
412021530	佐賀県	唐津市	相知町田頭	
412021540	佐賀県	唐津市	相知町湯屋	

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)一覧(案)

(2)NTT西日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
412021610	佐賀県	唐津市	相知町佐里	
412021620	佐賀県	唐津市	相知町平山下	
412021640	佐賀県	唐津市	相知町伊岐佐	
412021820	佐賀県	唐津市	肥前町瓜ヶ坂	
412021830	佐賀県	唐津市	肥前町寺浦	
412021860	佐賀県	唐津市	肥前町梅崎	
412021920	佐賀県	唐津市	肥前町満越	
412021930	佐賀県	唐津市	肥前町新木場	
412022160	佐賀県	唐津市	呼子町大友	
42202256001	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202256002	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202256003	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202256004	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202256005	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202256006	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202256007	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202256008	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202256009	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202256010	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202256011	長崎県	佐世保市	宇久町平	
42202257017	長崎県	佐世保市	宇久町小浜	
42202257018	長崎県	佐世保市	宇久町小浜	
42202257019	長崎県	佐世保市	宇久町小浜	
42202257020	長崎県	佐世保市	宇久町小浜	
422022580	長崎県	佐世保市	宇久町本飯良	
422022590	長崎県	佐世保市	宇久町飯良	
42202260021	長崎県	佐世保市	宇久町神浦	
42202260022	長崎県	佐世保市	宇久町神浦	
42202260023	長崎県	佐世保市	宇久町神浦	
42202260024	長崎県	佐世保市	宇久町神浦	
42202260025	長崎県	佐世保市	宇久町神浦	
42202260026	長崎県	佐世保市	宇久町神浦	
422022610	長崎県	佐世保市	宇久町寺島	
422022620	長崎県	佐世保市	宇久町大久保	
42202263014	長崎県	佐世保市	宇久町木場	
42202263015	長崎県	佐世保市	宇久町木場	
422022640	長崎県	佐世保市	宇久町太田江	
422022650	長崎県	佐世保市	宇久町野方	
422090180	長崎県	対馬市	厳原町尾浦	
422090190	長崎県	対馬市	厳原町安神	
422090200	長崎県	対馬市	厳原町久和	
422090220	長崎県	対馬市	厳原町豆酸内院	
422090230	長崎県	対馬市	厳原町内山	
422090240	長崎県	対馬市	厳原町佐須瀬	
422090250	長崎県	対馬市	厳原町浅藻	
422090270	長崎県	対馬市	厳原町阿連	
422090300	長崎県	対馬市	厳原町椎根	
422090310	長崎県	対馬市	厳原町檜根	
422090320	長崎県	対馬市	厳原町下原	
422090340	長崎県	対馬市	厳原町下原	

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)一覧(案)

(2)NTT西日本

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
422090350	長崎県	対馬市	厳原町下原	
422090360	長崎県	対馬市	厳原町上槻	
422090370	長崎県	対馬市	厳原町久根田舎	
422090380	長崎県	対馬市	厳原町久根浜	
422090410	長崎県	対馬市	美津島町洲藻	
422090420	長崎県	対馬市	美津島町箕形	
422090430	長崎県	対馬市	美津島町吹崎	
422090440	長崎県	対馬市	美津島町加志	
422090450	長崎県	対馬市	美津島町今里	
422090480	長崎県	対馬市	美津島町黒瀬	
422090500	長崎県	対馬市	美津島町島山	
422090520	長崎県	対馬市	美津島町緒方	
422090530	長崎県	対馬市	美津島町久須保	
463030010	鹿児島県	三島村	大字黒島	
463030020	鹿児島県	三島村	大字硫黄島	
463030030	鹿児島県	三島村	大字竹島	

(注) なお、区域の行政区画に変更があったとしても、第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)については従前の例による。

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)一覧(案)

(3)ZTV

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
252010010	滋賀県	大津市	葛川坂下町	
252010020	滋賀県	大津市	葛川木戸口町	
252010030	滋賀県	大津市	葛川中村町	
252010040	滋賀県	大津市	葛川坊村町	
252010050	滋賀県	大津市	葛川町居町	
252010060	滋賀県	大津市	葛川梅ノ木町	
252010070	滋賀県	大津市	葛川貫井町	
252010080	滋賀県	大津市	葛川細川町	

(注) なお、区域の行政区画に変更があったとしても、第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)については従前の例による。

様式第38の2の2(第40条の4の5の関係)

第二種適格電気通信事業者指定申請書

東経営第000200000737号

2025年12月25日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8019

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
東京都新宿区西新宿3-19-2

名称及び代表者の氏名

えぬていていひがしにほんかぶしきがいしゃ
NTT 東日本株式会社

代表取締役社長 しぶたに なおき
澁谷 直樹

登録年月日及び登録番号

連絡先

電気通信事業法第110条の3第1項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別
第14条の3第1項第1号に掲げる役務

2 業務区域 ※1

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

※1 業務区域における都道府県の区域は日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令、別表第一に基づくものとする。

様式第38の2の3（第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係）

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	516,808,929,572	359,918,392,072	239,514,402,664	120,403,989,408	156,890,537,500	-
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
合計	516,808,929,572	359,918,392,072	239,514,402,664	120,403,989,408	156,890,537,500	-

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-
合計	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域と同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域と同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年 総務省令第16号）に基づき、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

様式第 38 の 2 の 2 (第 40 条の 4 の 5 の関係)

第二種適格電気通信事業者指定申請書

企管第 155500000815 号

2025 年 12 月 25 日

総務大臣 殿

郵便番号 534-0032

住所 おおさかふおおさかしみやこじまくひがしのだまち
大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82

名称及び代表者の氏名

えぬていていにしにほんかぶしきがいしゃ
NTT 西日本株式会社

代表取締役社長 きたむら 北村 りょうた 亮太

登録年月日及び登録番号

連絡先

電気通信事業法第 110 条の 3 第 1 項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別

第 14 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる役務

2 業務区域 ※1

富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 業務区域における都道府県の区域は日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令、別表第二に基づくものとする。

様式第38の2の3（第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係）

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用			
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	383,796,765,478	309,069,422,031	197,306,301,607	111,763,120,424	74,727,343,447	-
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
合 計	383,796,765,478	309,069,422,031	197,306,301,607	111,763,120,424	74,727,343,447	-

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-
合 計	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年 総務省令第 16号）に基づき、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

様式第38の2の2(第40条の4の5の関係)

第二種適格電気通信事業者指定申請書

令和7年12月26日

総務大臣 殿

郵便番号 514-8557

住 所 みえけんつし 三重県津市 だい ちようめ ほんち あのつ台4丁目7番地1

名称及び代表者の氏名

かぶしきがいしやぜつとていーうーい とりしまりやくしやちよう たむら きんや
株式会社 Z T V 取締役社長 田村 欣也

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第151号

連絡先



電気通信事業法第110条の3第1項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別
第14条の3第1項第1号に掲げる役務
第14条の3第1項第3号に掲げる役務
- 2 業務区域
三重県、滋賀県、和歌山県、京都府

様式第 38 の 2 の 3(第 40 条の 4 の 5 第 1 項第 2 号、第 40 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号関係)

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 株式会社 Z T V

2024 年 4 月 1 日から

2025 年 3 月 31 日まで

(単位 円)

第 1 表 第 14 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			営業利益	摘要
		うち設備管理 部門費用	うち設備利用 部門費用			
1 第 14 条の 3 第 1 項 第 1 号に掲げるもの	5,289,116,100	3,962,805,162	2,587,744,026	1,375,061,136	1,326,310,938	
2 第 14 条の 3 第 1 項 第 2 号に掲げるもの	0	0	0	0	0	
3 第 14 条の 3 第 1 項 第 3 号に掲げるもの	49,868,110	263,817,055	251,961,632	11,855,423	△ 213,948,945	
合 計	5,338,984,210	4,226,622,217	2,839,705,658	1,386,916,559	1,112,361,993	

注記 1 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年 郵政省令第 5 号）及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年 総務省令第 16 号）に基づいて作成している。

2 第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業法施行規則第 40 条の 5 の 3 第 2 項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦している。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	485,857,471	400,348,644	85,508,827
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	0	0	0
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	0	0	0
合計	485,857,471	400,348,644	85,508,827

第3表 交付金等

	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	0	0	0	
2 負担金	0	0	0	
計	0	0	0	